



MAX

ENGINEERED FOR
PERFORMANCE

第91回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

会場

当社本店 8階会議室

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

日時

2022年6月29日(水曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

決議事項

第1号議案: 剰余金処分の件

第2号議案: 定款一部変更の件

第3号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件

第4号議案: 監査等委員である取締役
4名選任の件

第5号議案: 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件

第6号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
に対する役員賞与支給の件

株主総会来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**株主総会当日のご出席をお控えいただき**、インターネット等または同封の議決権行使書のご返信での議決権行使をお願いします。

今後の状況変化により、株主総会の実施、運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>)にて、ご案内させていただきます。

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

マックス株式会社

(証券コード: 6454)



株主のみなさまへ

マックスは、『人』が尊重され、『人』が成長することにより、会社も成長すると考えており、社是の実現に向けた経営基本姿勢として「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」と定めております。

役員・社員一人ひとりが社是を正しく理解・実践し、事業活動を通して社会課題の解決を図り、株主のみなさま、お客さまをはじめとするステークホルダーとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。

社 是

- 一、良い製品を責任をもって供給する
- 一、全従業員の生活の向上と
人材の養成に努める
- 一、社会に奉仕し、文化に貢献する
堅実な前進を期する

経営基本姿勢

いきいきと楽しく力を合わせ、
皆揃って成長していく集団を目指す

1. ガラス張りの経営に徹する
2. 全員参画の経営に徹する
3. 成果配分の経営に徹する

代表取締役社長
黒沢 光照

株主のみなさまへ

証券コード 6454
2022年5月30日

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

マックス株式会社
代表取締役社長 黒沢 光照

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告

マックスレポート

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ、開催させていただきます。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット等または書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使についてのご案内

当日
ご欠席の場合



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォン、携帯電話から議決権行使専用ウェブサイト下記URLにアクセスしていただき、画面案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

》》 <https://www.web54.net>

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分入力分まで

インターネット等による議決権行使の方法については4ページをご参照ください。



郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

当日
ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時

開催日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- 会場内では、マスクの常時ご着用をお願いいたします。
- 受付にて手指のアルコール消毒と検温をしていただき、発熱があると認められる方は入場をお断りする場合がございます。
- 会場内では、運営スタッフの誘導・指示に従ってください。
- 会場の窓開けによる換気等を実施する場合がございます。
- 今後の状況変化により、株主総会の実施・運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにて、ご案内させていただきます。

目的事項

報告事項

1. 第91期(自2021年4月1日 至2022年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期(自2021年4月1日 至2022年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案：剰余金処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案：監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する役員賞与支給の件

以上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示しました。
- 本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、②株式会社への支配に関する基本方針、③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、④計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

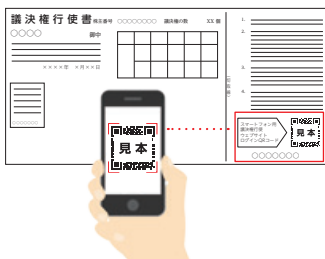
▶▶▶ <https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号
議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけております。

当社はこのたび、株主のみなさまに対し、長期安定的に配当を実施するべく、利益配分に関する基本方針を「事業活動による利益を持続的な成長により拡大し、長期安定的に利益配分を行うこと」に変更いたしました。

この基本方針の変更にあわせて、配当政策を「連結決算を基準に、純資産配当率3.5%を下限として配当性向50%を目指す」といたしました。

この新しい配当政策を当期にも適用し、当期の期末配当は前期から16円増配の1株につき64円とさせていただきますと存じます。

1

配当財産の種類……金銭

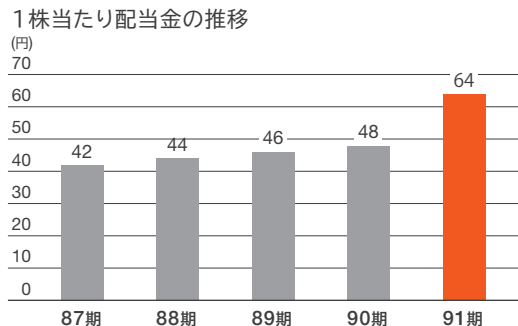
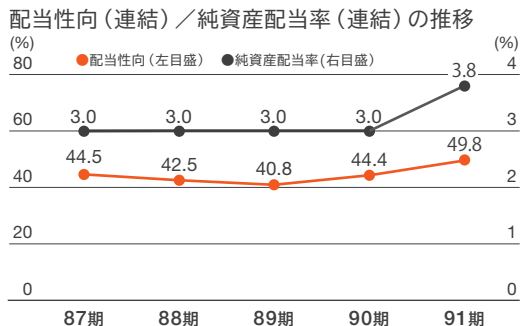
2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
……当社普通株式1株につき64円 総額3,027,362,176円

3

剰余金の配当が効力を生ずる日……2022年6月30日

ご参考



定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）4名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経た取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしました但、特段反対すべき問題は見受けられません。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	くろさわ みつてる 黒沢 光照	代表取締役社長	18/18回
2 再任	やまもと まさひと 山本 将仁	常務取締役 上席執行役員営業本部長	18/18回
3 再任	おがわ たつし 小川 辰志	常務取締役 上席執行役員生産本部長	18/18回
4 再任	かく よしひろ 角 芳尋	常務取締役 上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG 推進、内部監査、人事、システム統括担当	14/14回

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約であります。なお、候補者全員は選任され就任した場合当該保険契約の被保険者となります。また、2023年1月の更新時においても同様の内容で更新を予定しております。

候補者番号

1

くろさわ みつてる
黒沢 光照
 (1955年2月1日生) 67歳

再任

取締役在任期間 10年 所有する当社の株式 30,200株

取締役候補者とした理由

黒沢 光照氏は、タイの生産子会社社長、環境・品質保証部長、開発本部長等様々な部門を経験し、2017年から代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やまもと まさひと
山本 将仁
 (1964年3月19日生) 58歳

再任

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 10,900株

取締役候補者とした理由

山本 将仁氏は、生産技術部門を経て、米国販売子会社社長を経験するなど、技術及び海外マーケットに関する深い知見があり、2017年から海外営業部長を、2020年から営業本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	当社入社
2005年	7月	同生産本部Nプロ部長
2005年	9月	同生産本部付MAX (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
2008年	4月	同生産本部生産技術部長
2009年	10月	同生産本部玉村工場長
2010年	4月	同執行役員生産本部玉村工場長兼藤岡工場担当
2010年	11月	同執行役員品質保証部長
2011年	1月	同執行役員環境・品質保証部長
2012年	6月	同取締役執行役員環境・品質保証部長
2014年	4月	同取締役上席執行役員開発本部長
2015年	4月	同常務取締役上席執行役員開発本部長
2017年	4月	同代表取締役社長、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年	4月	当社入社
2007年	4月	同営業本部海外営業部付MAX USA CORP.代表取締役社長
2014年	5月	同営業本部RB事業推進室長代理
2015年	10月	同営業本部海外営業部 IP DIVISION部長兼RB事業推進室長
2017年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2018年	4月	同執行役員営業本部海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当兼インダストリアル機器セグメント担当
2018年	10月	同上席執行役員営業本部インダストリアル機器セグメント担当兼海外営業部長兼IP DIVISION部長兼RB事業推進室担当
2020年	6月	同取締役上席執行役員営業本部長
2021年	4月	同常務取締役上席執行役員営業本部長、現在に至る

候補者番号

3

おがわ たつし
小川 辰志

(1964年9月9日生) 57歳

再任

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 9,100株

取締役候補者とした理由

小川 辰志氏は、インダストリアル機器部門の開発設計業務を通じて技術的知見を深耕し、研究開発部長や開発本部開発設計部長などを経て、2017年から開発本部長を、2021年から生産本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

かく よしひろ
角 芳尋

(1961年10月1日生) 60歳

再任

取締役在任期間 1年 所有する当社の株式 16,700株

取締役候補者とした理由

角 芳尋氏は、営業部門及び経営企画部門における業務遂行を通じて、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。また、海外営業部長の経験から国際感覚も豊かであり、これらの経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年	4月	当社入社
2010年	10月	同開発本部第1設計グループ部長代理
2012年	10月	同開発本部開発設計部第1設計グループ部長
2013年	10月	同研究開発部長
2015年	4月	同執行役員開発本部開発設計部長兼設計品質グループ部長
2017年	4月	同執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2019年	10月	同上執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長
2020年	6月	同取締役上席執行役員開発本部長
2021年	6月	同常務取締役上席執行役員生産本部長、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年	4月	当社入社
2011年	4月	同経営企画室長
2012年	4月	同執行役員経営企画室長
2013年	6月	同取締役執行役員経営企画室長
2013年	10月	同取締役執行役員営業本部海外営業部長
2015年	6月	同監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役退任、主幹執行役員営業本部海外営業部長
2017年	4月	同主幹執行役員営業本部販売統括部長
2018年	4月	同主幹執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2018年	10月	同上執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼販売統括部長
2021年	4月	同上執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長
2021年	6月	同取締役上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長
2021年	10月	同取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当
2022年	4月	同常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当、現在に至る

第4号
議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経た監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

	氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会 出席状況
1 新任	なかむら ともひこ 中村 智彦	経営企画室部長	—
2 再任 社外	ひらた みのる 平田 稔	社外取締役（監査等委員）	18/18回
3 再任 社外	かんだ あさか 神田 安積	社外取締役（監査等委員）	18/18回
4 再任 社外	きうち しょうじ 木内 昭二	社外取締役（監査等委員）	18/18回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めており、監査等委員である取締役候補者の平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏の再任が承認された場合は、当社との間で、当該定款の定めに基づき、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約であります。なお、候補者全員は選任され就任した場合当該保険契約の被保険者となります。また、2023年1月の更新時においても同様の内容で更新を予定しております。
5. 平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 平田 稔氏 7年
神田 安積氏 4年
木内 昭二氏 2年
6. 当社は、平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、平田 稔氏、神田 安積氏及び木内 昭二氏は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。基準の詳細は、16ページ「社外取締役の独立性に関する基準」に記載しております。
7. 平田 稔氏は過去に当社子会社 株式会社カワムラサイクルの社外監査役であったことがあります。

候補者番号

1

なかむら **中村** **ともひこ** **智彦**
 (1961年4月17日生) 61歳

新任

所有する当社の株式 3,900株

監査等委員である取締役候補者とした理由

中村 智彦氏は、機工品営業部門において、マーケティング、商品企画及び複数拠点での営業と幅広い経験を積み、2021年から当社経営企画室部長を務めております。営業部門及び経営企画部門における業務遂行を通じて、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しており、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

2

ひらた **平田** **みのる** **稔**
 (1953年9月26日生) 68歳

再任

社外

取締役在任期間 7年 所有する当社の株式 0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

平田 稔氏は、公認会計士として専門的な知見を有しているだけでなく、他社における監査役としての経験を通じて、コーポレートガバナンスに関する深い見識を有しており、これら知見及び経験を当社の経営に生かしていただけると期待し、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

なお、平田 稔氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年	4月	当社入社
2017年	4月	同営業本部機工品営業部マーケティングG部長代理 兼商品企画G部長代理
2019年	10月	同営業本部機工品営業部マーケティングG部長
2021年	10月	同経営企画室部長、現在に至る

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年	9月	本島公認会計士共同監査事務所入所
1982年	3月	公認会計士登録
1991年	7月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員
2002年	6月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員
2011年	8月	公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る
2012年	6月	株式会社カワムラサイクル社外監査役
2012年	6月	関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る
2015年	4月	株式会社カワムラサイクル社外監査役退任
2015年	6月	当社社外取締役 同特別委員会委員、現在に至る
2016年	6月	当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2017年	6月	埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事
2021年	6月	高崎信用金庫監事、現在に至る

（重要な兼職の状況）

公認会計士平田稔事務所公認会計士
 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役
 高崎信用金庫監事

候補者番号

3

かんだ あさか
神田 安積

(1963年12月25日生) 58歳

再任

社外

取締役在任期間 4年 所有する当社の株式 0株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由
及び果たすことが期待される役割**

神田 安積氏は、弁護士として専門的な知見を有しているだけでなく、社外監査役、社外取締役（監査等委員）として会社経営に関与された経験があることから、これら知見及び経験を当社の経営に生かしていただけると期待し、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

なお、神田 安積氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

4

きうち しょうじ
木内 昭二

(1959年9月8日生) 62歳

再任

社外

取締役在任期間 2年 所有する当社の株式 0株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由
及び果たすことが期待される役割**

木内 昭二氏は、弁護士として専門的な知見を有しているだけでなく、家事調停委員、行政不服審査会委員などを歴任された経験があることから、これら知見及び経験を当社の経営に生かしていただけると期待し、引き続き当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

なお、木内 昭二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年	4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 銀座東法律事務所弁護士
1999年	4月	レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士
2002年	5月	西新橋総合法律事務所パートナー弁護士
2008年	6月	株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役
2009年	12月	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー 弁護士、現在に至る
2010年	4月	第二東京弁護士会副会長
2011年	6月	当社補欠社外監査役
2014年	4月	ウイン・パートナーズ株式会社社外監査役
2015年	3月	日本弁護士連合会事務次長
2015年	6月	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2016年	6月	当社補欠社外取締役（監査等委員） 同特別委員会委員、現在に至る
2018年	6月	当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2019年	4月	日本弁護士連合会常務理事
2021年	4月	第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長

（重要な兼職の状況）
 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士
 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年	4月	小平市役所入所
1985年	6月	小平市役所退所
1995年	4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 村山法律事務所弁護士
2001年	4月	小平市固定資産評価審査委員会委員
2004年	7月	津の守坂法律事務所開設、現在に至る
2006年	4月	東京家庭裁判所家事調停委員、現在に至る
2012年	4月	小平市情報公開審査委員会委員
2013年	4月	第二東京弁護士会副会長
2013年	5月	小平市顧問弁護士、現在に至る
2016年	4月	小平市行政不服審査会委員、現在に至る
2018年	6月	当社補欠社外取締役（監査等委員） 同特別委員会委員、現在に至る
2019年	4月	日本弁護士連合会常務理事
2020年	6月	当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る

（重要な兼職の状況）
 津の守坂法律事務所弁護士

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役1名の任期は、本総会開始の時をもって満了いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経た補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

かつらがわ しゅういち
桂川 修一
(1958年2月25日生) 64歳

再任

社外

所有する当社の株式 0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

桂川 修一氏は、公認会計士として専門的な知見を有しているだけでなく、複数の上場会社の会計監査経験を通じて、コーポレートガバナンスに関する深い見識を有しており、これら知見及び経験を当社の監査等に活かしていただけると期待し、引き続き当社の補欠の監査等委員である取締役に適任であると判断しております。

なお、桂川 修一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桂川 修一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めており、桂川 修一氏は、本議案において選任が承認され、その後に監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で、当該定款の定めに基づき、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約であります。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、2023年1月の更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
5. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 桂川 修一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。なお、桂川 修一氏は、当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。基準の詳細は、16ページ「社外取締役の独立性に関する基準」に記載しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年	10月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1995年	8月	公認会計士登録
2006年	7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2012年	7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2020年	7月	桂川公認会計士事務所開設、現在に至る
2022年	3月	南青山監査法人代表社員、現在に至る

(重要な兼職の状況)

桂川公認会計士事務所公認会計士
南青山監査法人代表社員

(参考情報)

取締役スキル・マトリックス

	氏名	当社における地位	企業基本機能						当社戦略	
			企業 経営	営業/ 販売	技術	会計	法務	人事	グローバル ビジネス	企画/ 新規
1	黒 沢 光 照	代表取締役社長	◎		◎				◎	◎
2	山 本 将 仁	常務取締役	◎	◎	◎				◎	○
3	小 川 辰 志	常務取締役	○		◎					○
4	角 芳 尋	常務取締役	○	◎		◎			◎	◎
5	中 村 智 彦	取締役 監査等委員		◎						
6	平 田 稔	社外取締役 監査等委員				◎				
7	神 田 安 積	社外取締役 監査等委員						◎	○	
8	木 内 昭 二	社外取締役 監査等委員						◎		

※経験年数3年以上を「◎」、2年以上を「○」としています。

※人事には、他社での指名・報酬委員会の経験を含んでいます。

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役及び社外取締役候補者が当社から独立性を有している者と判断する。

1. 現在又は就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社（以下「マックスグループ」という。）の業務執行取締役^{<注1>}又は使用人となることがないこと。また、その就任前10年内のいずれかの時に於いてマックスグループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者^{<注2>}に於いては、それらの役職への就任前10年間に於いて、マックスグループの業務執行取締役又は使用人となることがないこと。
2. 現在又は就任前10年間に於いて、当社大株主^{<注3>}若しくは大株主の親会社等若しくは子会社等、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となることがないこと。
3. 現在又は就任前10年間に於いて、マックスグループが大株主となっている者の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となることがないこと。
4. 現在又は就任前3事業年度に於いて、マックスグループの主要な取引先^{<注3>}又はその親会社等若しくは重要な子会社^{<注4>}、又はそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となることがないこと。
5. マックスグループから就任前3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けた団体（法人、組合等）に所属した者でないこと。
6. マックスグループから取締役、執行役、監査役若しくは会計参与を受け入れている会社又はその親会社等若しくは子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は重要な使用人^{<注5>}でないこと。
7. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの資金調達に於いて必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社等若しくは重要な子会社、若しくはそれらが会社である場合における当該会社の取締役、執行役、監査役、会計参与又は使用人となることがないこと。
8. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である公認会計士となることがないこと。また、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであつて、マックスグループから取締役・監査役報酬以外に、就任前3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬等を受領する者となることがないこと。
9. 現在又は就任前3年間に於いて、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の団体（法人、組合等）であつて、マックスグループを主要な取引先とする団体に所属する者となることがないこと。
10. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である監査法人に所属する者となることがないこと。
11. 第1号から第10号までに該当する者の近親者^{<注6>}でないこと。ただし、第10号に該当する者の場合は、その者が、マックスグループの会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー又はマックスグループの会計監査人である監査法人の従業員であつて、マックスグループの監査業務を実際に担当（補助的な関与は除く。）したことがあるものである場合に限る。

注1. 「業務執行取締役」とは、会社法第363条第1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

注2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を保有している者をいう。

注3. 「主要な取引先」とは、マックスグループとの取引に於いて、支払額又は受領額が、マックスグループ又は取引先の連結売上高等の相当部分を占めている企業等をいう。

注4. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告、又はその他の公表する資料に於いて、重要な子会社として記載されている子会社をいう。

注5. 「重要な使用人」とは、部長以上の使用人をいう。

注6. 「近親者」とは、配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族をいう。

第6号
議案取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額49,876,200円を支給することといたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は事業報告32ページに記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の実績等を総合的に勘案しつつ、任意に設置している報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

以 上



(添付書類)
事業報告

添付書類

事業報告 2021年4月1日～2022年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中、個人消費など一部に足踏みがみられたものの、持ち直しの動きが続きました。

当社インダストリアル機器部門に関連する住宅市場では、貸家や分譲住宅を中心として国内新設住宅着工戸数が前年に対して増加しました。

海外経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が

緩和され、回復基調が続きました。米国は設備投資がやや鈍化したものの、個人消費や住宅着工が緩やかに増加し、欧州は一部で厳しい状況が続いているものの、設備投資や生産などで持ち直しの動きがみられました。

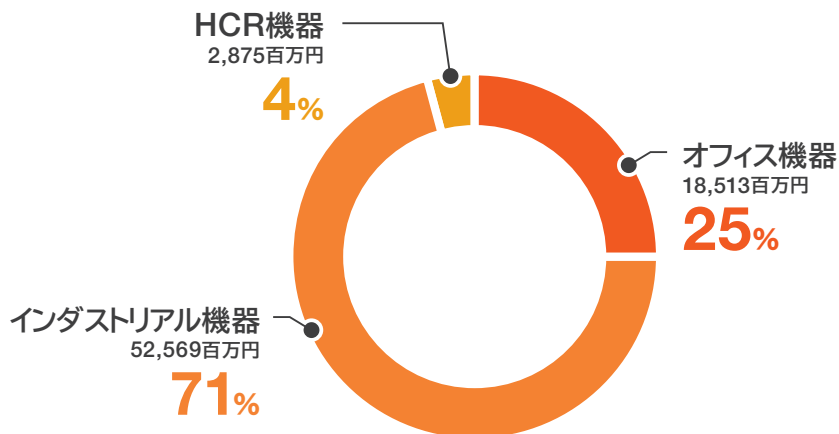
一方で、世界的な原材料価格の高騰や物流コストの上昇、調達や供給面での制約などが企業収益に大きな影響を与えました。

このような状況の下で、当期は各セグメントで売上高は増収となりました。特に、好調な市況と人手不足の恒常化を背景とする鉄筋結束機「ツインタイヤ」とその消耗品の伸長が、当期の増収を牽引しました。セグメント利益では、オフィス機器部門とインダストリアル機器部門は増益、HCR機器部門は円安に推移した為替の影響などから減益となりました。

売上高は739億5千8百万円（前期比15.5%の増収）、営業利益は74億9千8百万円（同12.2%の増益）となりました。経常利益は82億8千2百万円（同21.3%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は60億9千万円（同18.2%の増益）となりました。



部門別売上高構成比



部門名		売上高	前期比増減率
オフィス機器	国内オフィス事業	7,284百万円	△2.3%
	海外オフィス事業	4,644	18.3
	オートステープラ事業	6,584	15.9
	部門計	18,513	8.5
インダストリアル機器	国内機工品事業	19,640	4.7
	海外機工品事業	22,590	45.6
	住環境機器事業	10,338	3.2
	部門計	52,569	18.7
HCR機器	部門計	2,875	7.8
合計		73,958	15.5

オフィス機器部門

主要な事業内容

ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、電動ホッチキス、電動リムーバ、オートステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライタ、表示作成機、ラベルプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売

国内オフィス事業

文具関連製品の販売が減少したことに加え、第4四半期には電子部品不足の影響により文字表示機器の販売が鈍化しました。

海外オフィス事業

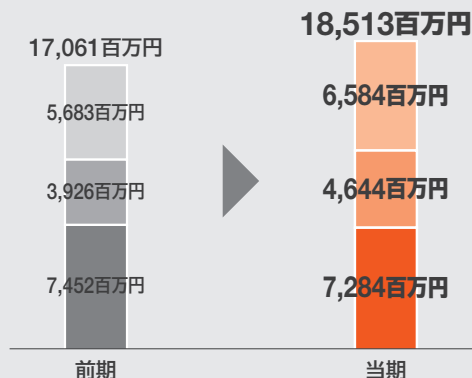
欧州において営業活動が一部制限された影響で表示作成機「ビーポップ」の販売が停滞したものの、東南アジアで文具関連製品の販売が増加したほか、中国でチューブマーカ「レタツイン」の販売が好調に推移しました。

オートステープラ事業

オフィス稼働率の緩やかな回復により、機械・消耗品の販売が増加しました。

売上高

オートステープラ事業 海外オフィス事業 国内オフィス事業



TOPICS

抗菌・抗ウイルス仕様 タイムレコーダ

本体部分に「抗菌加工」、ウインドウ表面のフィルムに「抗ウイルス加工」を施した業界初の抗菌・抗ウイルス仕様のタイムレコーダです。

タイムレコーダは、オフィスや店舗、工場などで従業員の出勤・退勤の勤怠管理に使用され、多くの人が共有します。当社のタイムレコーダは、タイムカードを差し込むと本体がタイムカードを識別して出退勤の打刻ができるため、本体に触れずに操作が可能ですが、さらに安心して使用できる抗菌・抗ウイルス仕様の本モデルをラインナップに追加しました。

※抗ウイルス加工は、病気の治療や予防を目的とするものではありません。



インダストリアル機器部門

主要な事業内容

釘打機、ガンタツカ、ねじ打機、ステーブル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売

国内機工品事業

国内の新設住宅着工戸数の前年に対する堅調な推移を背景に、木造建築物向け工具の消耗品の販売が増加したほか、鉄筋結束機「ツインタイヤ」の専用消耗品の販売が伸長しました。

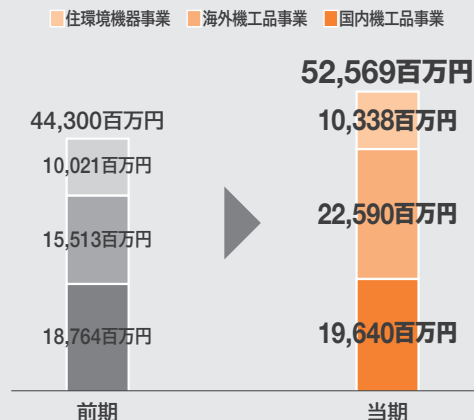
海外機工品事業

米国での建設支出額や住宅着工戸数の増加、欧州におけるインフラ需要の拡大など好調な市況を背景として、鉄筋結束機「ツインタイヤ」及びその専用消耗品の販売が大きく伸長したほか、木造建築物向け工具の販売が増加しました。

住環境機器事業

主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」の販売がリフォーム・リプレースのストック市場と新築住宅市場でともに伸長しました。

売上高



TOPICS

充電式鉄筋結束機「TWINTIER（ツインタイヤ）」

2017年に充電式鉄筋結束機「TWINTIER」を発売して以降、「TWINTIER」シリーズは、2019年に大口径モデル、2020年にウォーカーモデルを投入し、欧米を中心として好調に推移しています。また、製品ラインナップ拡充とあわせて、米国アフターサポート拠点やドイツ支店の新設など、販売体制の強化を進めています。2023年3月には「TWINTIER」の専用消耗品を製造する新工場（タイ）の竣工を予定、今後の需要拡大を見据えた生産能力の増強を行うことで、更なる事業成長を目指します。



HCR (Home Care&Rehabilitation) 機器部門

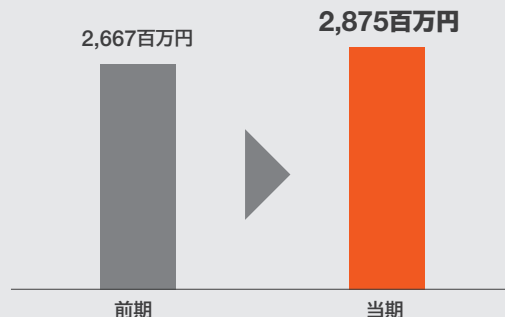
主要な事業内容

車いす、その他福祉用品の製造・販売

HCR機器事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部で営業活動の制限を受けたものの、病院・施設向け販売、レンタル卸向け販売が堅調に推移したことで増収となりました。一方で、原材料価格や輸送費の高騰、円安に推移した為替の影響から収益性が悪化しました。

売上高



TOPICS

多機能車いす 「モダンシリーズ-サユレン仕様-」

使いやすさにこだわったモダンシリーズに足踏み付き左右連動ブレーキ仕様が加わりました。左右どちらかの駐車用ブレーキもしくは足踏みブレーキをかけるだけで、両輪にブレーキがかかる機能です。伸縮式駐車用ブレーキが標準仕様で、軽い力で操作ができます。また、操作位置を高くすることで操作性も向上、フットプレートの高さ変更は工具レスで簡単に調節できます。標準タイプから多機能タイプまでバリエーション豊富に用意しており、幅広い場面で安心してご利用いただけます。



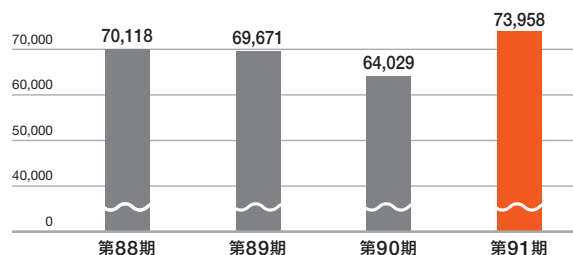
財産及び損益の状況

区分	期別	第88期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第89期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第90期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第91期(当期) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高(百万円)		70,118	69,671	64,029	73,958
経常利益(百万円)		7,253	7,405	6,826	8,282
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		5,064	5,510	5,153	6,090
1株当たり当期純利益(円)		102.91	112.66	105.79	128.39
総資産(百万円)		98,174	99,378	102,538	109,043
純資産(百万円)		73,950	75,972	78,696	83,136

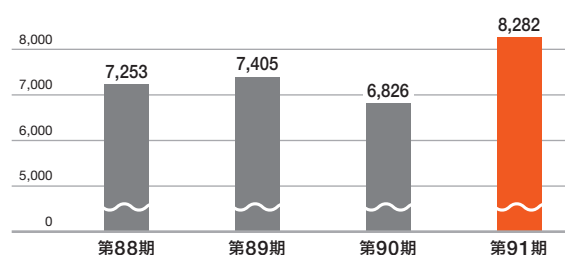
(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

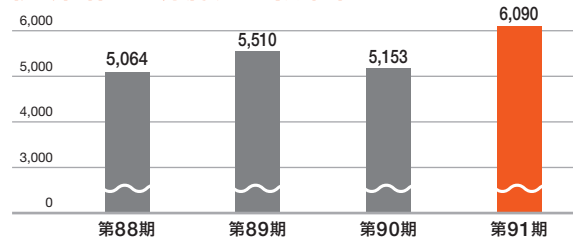
売上高(百万円)



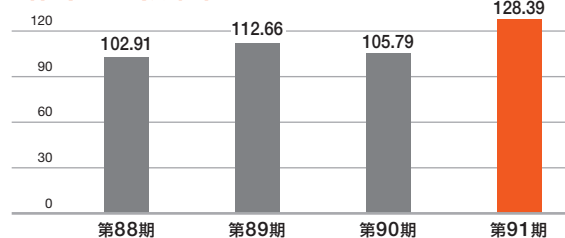
経常利益(百万円)



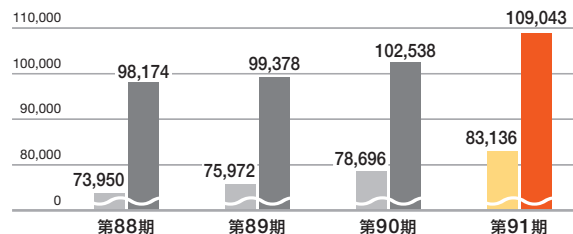
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



純資産/総資産(百万円)



2 対処すべき課題

～更なる高みを目指す～「失敗を恐れず、試すことで学び成長する」

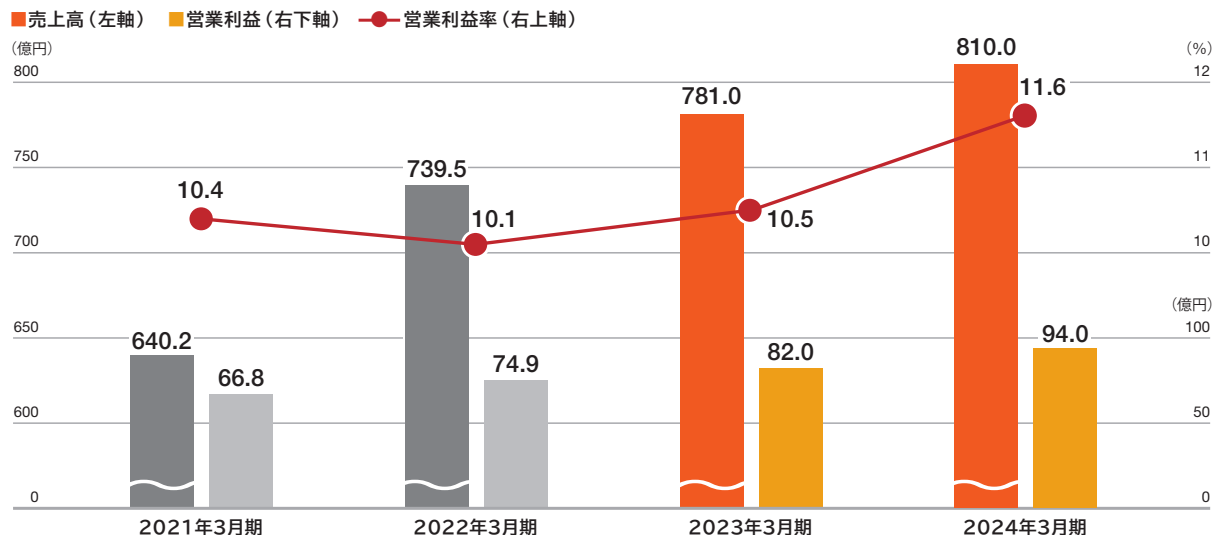
新型コロナウイルス感染症の拡大等によって世界経済は不透明な状況が続いておりますが、当期は鉄筋結束機事業の大幅伸長により、過去最高の売上高、経常利益及び当期純利益を達成することができました。

更なる高みを目指すべく、中期経営計画を修正いたしました。鉄筋結束機事業を成長ドライバーとして、売上高及び各利益につき過去最高の更新を狙ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画 全社業績指標

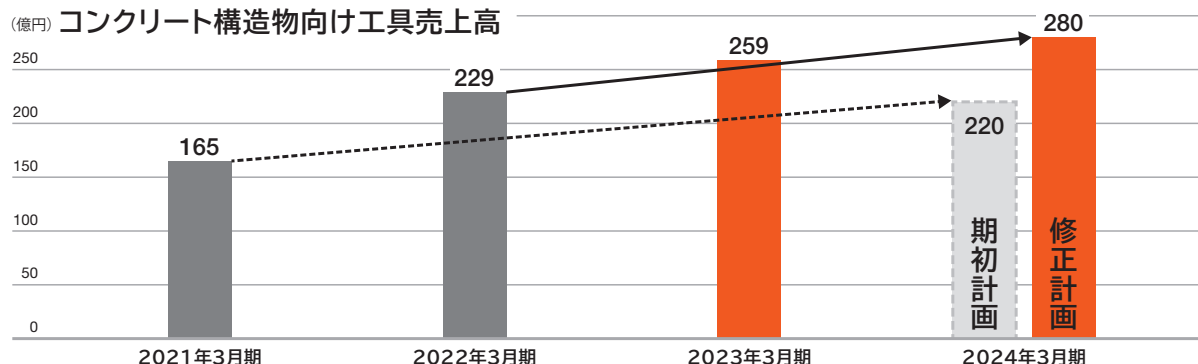
	実績		次期事業計画		修正中期経営計画	
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	増減率(%)	2024年3月期	増減率(%)
売上高(億円)	640.2	739.5	781.0	+5.6	810.0	+3.7
営業利益(億円)	66.8	74.9	82.0	+9.3	94.0	+14.6
営業利益率(%)	10.4	10.1	10.5		11.6	
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	51.5	60.9	60.0	△1.5	70.0	+16.7
自己資本当期純利益率(ROE)(%)	6.7	7.5	7.2		8.1	



達成に向けた課題

1. インダストリアル機器の海外事業の成長（鉄筋結束機事業）

鉄筋結束機事業は「TWINTIER（ツインタイヤ）」の発売以来、成長を続けております。鉄筋結束機事業を含むコンクリート構造物向け工具の当期実績は、当期の期初計画を2期前倒しで達成したため、計画を上方修正いたします。販売網の更なる強化とタイ新工場の稼働に向けた活動などを実践してまいります。



2. 国内事業のビジネスモデルの変革による収益性の維持・向上

国内オフィス事業のピーポップ、食品表示用ラベルプリンタなど文字表示事業では、ICT活用による顧客接点の強化及び営業活動の生産性向上により、収益性を維持します。

国内機工品事業では、鉄筋結束機事業での土木市場の開拓などを進めます。

住環境機器事業の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」では、リフォーム・リプレイスのストックビジネス拡大と工事体制の拡充を進めます。

HCR事業は、中国工場の生産性改善と高付加価値車いすの拡販などを進め、収益性の向上を図ってまいります。

持続的な成長に向けたサステナビリティ経営の実践

当社の使命は、当社の持てる能力や技術を最大限発揮し、お客様や社会が求める良い製品を創り出し継続的に供給することです。この使命を果たすことを通じて社会の持続性への貢献と堅実に存在し続ける企業の実現を目指しております。

(サステナビリティに関する基本方針)

マックスは事業の成長を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 人を尊重し、多様な人の能力を引き出し、人を活かします。
2. 継続的に人と技術に投資し、新しいモノ・コトを創造します。
3. 人にやさしく環境に配慮した製品・サービスを世界中の人々に届けます。
4. 成果は公正・適正に分配します。
5. ステークホルダーと適切に対話を行うとともに、ガバナンスを高め続けます。

3 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は41億8千3百万円であり、その主なものは吉井倉庫及び大阪支店の建設並びに新製品の金型及び設備の更新などであります。

4 主要な借入先

会社名	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	800
株式会社群馬銀行	650

5 使用人の状況

	使用人数(名)	前期末比増減数(名)
国内	1,256	6
海外	1,222	△36
合計	2,478	△30

6 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
営業所	札幌支店(札幌市)、仙台支店(仙台市)、東京支店(中央区)、名古屋支店(名古屋市)、大阪支店(大阪市)、広島支店(広島市)、福岡支店(福岡市)
開発・工場	開発本部(佐波郡)、玉村工場(佐波郡)、藤岡工場(藤岡市) ※以上群馬県

(2) 子会社

国内	マックス販売㈱(さいたま市)、マックス常磐㈱(北茨城市)、マックス高崎㈱(高崎市)、㈱カワムラサイクル(神戸市)、マックス物流倉庫㈱(高崎市)、マックスエンジニアリングサービス㈱(高崎市)
海外	MAX USA CORP.(ニューヨーク)、MAX EUROPE B.V.(オランダ)、Lighthouse (UK) Limited(イギリス)、MAX ASIA PTE.LTD.(シンガポール)、美克司香港有限公司(香港)、適庫司(上海)商貿有限公司(上海)、MAX (THAILAND) CO.,LTD.(タイ)、MAX FASTENERS (M) SDN.BHD.(マレーシア)、美克司電子機械(深圳)有限公司(広東省)、美克司電子機械(蘇州)有限公司(江蘇省)、漳州立泰医療康復器材有限公司(福建省)

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社カワムラサイクル	100百万円	100.0	車いす、その他福祉用品の製造・販売
MAX USA CORP.	300千USドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX EUROPE B.V.	400千ユーロ	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX ASIA PTE.LTD.	800千シンガポールドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX (THAILAND) CO.,LTD.	624百万タイバーツ	100.0	事務用、建築用機器の製造・販売
MAX FASTENERS (M) SDN.BHD.	8百万マレーシアリングット	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
美克司電子機械(蘇州)有限公司	53百万人民元	100.0	住環境機器の製造
Lighthouse (UK) Holdco Limited	100英ポンド	100.0	持株会社

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(外数)であります。

(3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況

(1) 発行可能株式総数 145,983,000株

(2) 発行済株式の総数 47,537,426株
2021年8月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて400,000株減少しております。

(3) 株主数 4,412名

(4) 単元株式数 100株

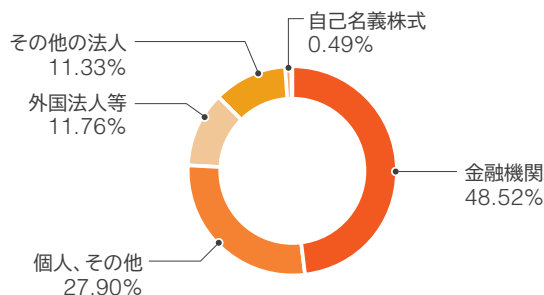
(5) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,179	10.95
第一生命保険株式会社	4,284	9.06
マックス共栄会第一持株会	3,810	8.06
日本生命保険相互会社	3,762	7.95
マックス共栄会第二持株会	3,168	6.70
株式会社みずほ銀行	2,234	4.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,198	4.65
株式会社群馬銀行	2,114	4.47
マックス従業員持株会	1,141	2.41
日本製鉄株式会社	1,044	2.21

(注) 持株比率については自己株式234,892株を控除して算出しております。

株式分布状況

(所有者別株式数比率) (2022年3月31日時点)



3. 会社役員に関する事項

1 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒 沢 光 照	
常務取締役 上席執行役員	山 本 将 仁	営業本部長
常務取締役 上席執行役員	小 川 辰 志	生産本部長
取締役 上席執行役員	角 芳 尋	経営企画室長 兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当
取締役 常勤監査等委員	海 老 尚 登	
社外取締役 監査等委員	平 田 稔	公認会計士平田稔事務所公認会計士 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役 高崎信用金庫監事
社外取締役 監査等委員	神 田 安 積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）
社外取締役 監査等委員	木 内 昭 二	津の守坂法律事務所弁護士

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、角 芳尋氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任いたしました。
 2. 2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、専務取締役上席執行役員 樋口 浩一氏は任期満了により退任いたしました。
 3. 海老 尚登氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためであります。
 4. 監査等委員である取締役 平田 稔、神田 安積及び木内 昭二の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 5. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
小 川 辰 志	取締役上席執行役員開発本部長	常務取締役上席執行役員生産本部長	2021年6月29日付
角 芳 尋	上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長	取締役上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長	2021年6月29日付
	取締役上席執行役員営業本部オフィス機器セグメント担当兼事業管理グループ部長、販売統括部長	取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当	2021年10月1日付
	取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当	常務取締役上席執行役員経営企画室長兼IR広報・ESG推進、内部監査、人事、システム統括担当	2022年4月1日付

2 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員等です。保険料は当社で負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3 取締役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	137	87	49	－	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	42 (25)	42 (25)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	179 (25)	129 (25)	49 (－)	－ (－)	9 (3)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。
 2. 取締役（監査等委員を除く。）に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含んでおりません。
 3. 業績連動報酬等は、第91回定時株主総会において決議予定の役員賞与です。
 4. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は、(3)役員報酬等の内容の決定に関する方針等③業績連動報酬等に関する方針に記載のとおりです。なお、当該指標となる当事業年度における成果配分利益の実績は11,220百万円であります。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額20,000,000円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするを決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額5,000,000円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2021年6月29日第90回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、役員賞与として58,090,000円を支給すること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体

的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものと決議しております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、決定方針の決定に際しては、あらかじめその内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬（固定報酬）のみで、第85回定時株主総会で決議された報酬限度内において、監査等委員である取締役としての役割・責任に基づき設定し、具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

決定方針の概要

① 報酬の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、月額報酬（固定報酬）、業績連動報酬（役員賞与）及び役員持株会積立の3つの要素から成り立っております。役員持株会積立は、月額報酬及び業績連動報酬（役員賞与）それぞれから役員の職位ごとに定める一定の額を役員持株会に拠出することを義務づけているものです。なお、役員持株会から交付を受けた当該当社株式について、その在任中、継続して保有することを義務づけております。

また、月額報酬と業績連動報酬（役員賞与）の割合について、相互の割合に重点を置いてはおりませんが、業績連動報酬（役員賞与）につき、下記③の方針をもって、連結業績に対する健全なインセンティブとして作用するよう、その額を決定しており、かかる結果として、相互の割合が適切に定まるよう配慮しております。

② 月額報酬に関する方針

当社の月額報酬は、2016年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに固定報酬を設定することとしております。

③ 業績連動報酬等に関する方針

当社は、経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する」に基づいて、本業での利益を重視し連結営業利益額に連動した業績連動報酬（役員賞与）を採用しております。業績連動報酬（役員賞与）の決定方法は、連結営業利益額をもとに算出した「成果配分利益」の28%を役員（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員賞与の総原資とし、社内規程に基づく計算により、月額報酬に連動した各人の業績連動報酬（役員賞与）を算出することとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会での審議、取締役会への答申を経て、役員の職位ごとの月額報酬（役員持株会積立額を含む。）、株主総会に上程する役員賞与議案、及び役員賞与の個人別の額（役員持株会積立額を含む。）を取締役会で決議します。なお、取締役会の決議は、報酬諮問委員会の答申を尊重して行います。

4 社外役員に関する事項

(1) 監査等委員である取締役 平田 稔

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所、関東いすゞ自動車株式会社及び高崎信用金庫は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会18回のすべてに、また監査等委員会19回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、経理処理及び内部統制のあり方について積極的に意見を述べており、さらには会計監査人の評価項目の整備を行うなど、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、指名諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席、報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査等委員である取締役 神田 安積

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及びウイン・パートナーズ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会18回のすべてに、また監査等委員会19回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンス及び内部統制の視点での妥当性及び適正性やメディア対応を中心とした外部へのメッセージの発信方法について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、指名諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(3) 監査等委員である取締役 木内 昭二

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である津の守坂法律事務所は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会18回のすべてに、また監査等委員会19回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、コンプライアンスのみならず衡平性の視点での妥当性及び適正性や行政との関係構築のあり方について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>)の「第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

2 株式会社の支配に関する基本方針

「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.max-ltd.co.jp/about/ir/stock/meeting.html>)の「第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,930	流動負債	14,051
現金及び預金	23,302	買掛金	4,223
受取手形	323	短期借入金	1,850
電子記録債権	1,102	1年内返済予定の長期借入金	150
売掛金	12,358	リース債務	195
有価証券	4,810	未払金	2,058
商品及び製品	8,705	未払法人税等	1,597
仕掛品	992	未払消費税等	162
原材料	1,487	賞与引当金	1,834
その他	1,851	役員賞与引当金	49
貸倒引当金	△4	製品保証引当金	213
固定資産	54,113	その他	1,715
有形固定資産	24,963	固定負債	11,855
建物及び構築物	10,445	リース債務	438
機械装置及び運搬具	4,231	繰延税金負債	15
土地	7,193	再評価に係る繰延税金負債	474
リース資産	634	製品保証引当金	12
建設仮勘定	1,042	退職給付に係る負債	10,618
その他	1,415	資産除去債務	154
無形固定資産	440	その他	142
投資その他の資産	28,709	負債合計	25,907
投資有価証券	23,766	純資産の部	
長期貸付金	101	株主資本	81,401
繰延税金資産	3,974	資本金	12,367
その他	876	資本剰余金	10,517
貸倒引当金	△9	利益剰余金	58,929
資産合計	109,043	自己株式	△413
		その他の包括利益累計額	1,633
		その他有価証券評価差額金	1,143
		土地再評価差額金	△339
		為替換算調整勘定	1,773
		退職給付に係る調整累計額	△943
		非支配株主持分	100
		純資産合計	83,136
		負債・純資産合計	109,043

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		73,958
売上原価		42,569
売上総利益		31,388
販売費及び一般管理費		23,889
営業利益		7,498
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	130	
受取賃貸料	19	
為替差益	486	
補助金収入	36	
その他	133	874
営業外費用		
支払利息	57	
その他	32	90
経常利益		8,282
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	36	36
税金等調整前当期純利益		8,249
法人税、住民税及び事業税	2,462	
法人税等調整額	△298	2,164
当期純利益		6,085
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△5
親会社株主に帰属する当期純利益		6,090

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	39,208	流動負債	13,757
現金及び預金	8,210	買掛金	4,144
受取手形	286	短期借入金	2,133
電子記録債権	923	1年内返済予定の長期借入金	150
売掛金	15,620	リース債務	171
有価証券	4,810	未払金	1,782
商品	12	未払法人税等	1,269
製品	6,248	預り金	1,233
仕掛品	823	1年内返還予定の預り保証金	808
原材料	661	賞与引当金	1,434
前払費用	313	役員賞与引当金	49
短期貸付金	129	製品保証引当金	213
未収入金	277	その他	365
その他	893	固定負債	9,493
貸倒引当金	△3	リース債務	350
固定資産	56,635	退職給付引当金	8,489
有形固定資産	18,954	製品保証引当金	12
建物	8,338	再評価に係る繰延税金負債	474
構築物	348	資産除去債務	134
機械及び装置	2,378	その他	32
車両運搬具	22	負債合計	23,250
工具、器具及び備品	499	純資産の部	
土地	6,338	株主資本	71,797
リース資産	521	資本金	12,367
建設仮勘定	505	資本剰余金	10,517
無形固定資産	328	資本準備金	10,517
投資その他の資産	37,352	利益剰余金	49,325
投資有価証券	23,646	利益準備金	3,091
関係会社株式	9,053	その他利益剰余金	46,233
長期貸付金	923	土地圧縮積立金	131
繰延税金資産	3,011	償却資産圧縮積立金	39
賃貸不動産	228	別途積立金	33,770
敷金及び保証金	68	繰越利益剰余金	12,292
その他	430	自己株式	△413
貸倒引当金	△9	評価・換算差額等	795
資産合計	95,843	その他有価証券評価差額金	1,135
		土地再評価差額金	△339
		純資産合計	72,593
		負債・純資産合計	95,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		65,023
売上原価		40,844
売上総利益		24,179
販売費及び一般管理費		19,443
営業利益		4,735
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	129	
受取賃貸料	13	
為替差益	505	
その他	95	784
営業外費用		
支払利息	49	
その他	23	73
経常利益		5,446
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	26	26
税引前当期純利益		5,421
法人税、住民税及び事業税	1,463	
法人税等調整額	36	1,500
当期純利益		3,921

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 男 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等を定め、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、代表取締役社長・経営幹部との意見交換を行いました。子会社については、海外現地法人を含め必要に応じてリモート監査により業務及び財産の状況の調査を行ったほか、子会社の取締役会等に必要に応じて出席、また子会社の代表取締役等から業績、その他会社の状況・課題につき説明を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④なお、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部門が出席する会合を開催し、監査状況について報告・協議を行い、監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

マックス株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 海 老 尚 登 ㊟

監 査 等 委 員 平 田 稔 ㊟

監 査 等 委 員 神 田 安 積 ㊟

監 査 等 委 員 木 内 昭 二 ㊟

監査等委員平田稔、神田安積及び木内昭二は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



MAX REPORT

2021年4月1日 » 2022年3月31日

コーポレートスローガン・ブランドコンセプト

世界中の暮らしや仕事をもっと楽に、楽しくする

創りたいのは、新しい当たり前。
使う人に寄り添いながら、
大胆に発想して、
今までにない便利さを世に送り出す。

私たちの製品を使っていただくことで、
きっと、楽にできるはず。
もっと、楽しくできるはず。

そうやって、人々の心にゆとりをもたらしたい。
人々の可能性を最大化したい。
そのために、私たちは挑戦し続ける。

MAX

ENGINEERED FOR PERFORMANCE

コーポレートスローガン

ブランドコンセプト

 コーポレート
ビジョン

提供価値

マックスらしさ

マックス株式会社は2022年11月26日に創立80周年を迎えます。



マックスが、創立80周年を迎えることができるのは、お客様、株主様、お取引先様、地域の皆様をはじめ多くの方々のおかげであり、関係するすべての皆様に心より感謝申し上げます。また、創業からこれまでマックスをお支えいただいた、歴代の従業員及びそのご家族の皆様にも、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

当社はコーポレートスローガンとして「**Engineered for Performance**」を策定しました。このスローガンは「マックスが、人々の可能性を最大化することに貢献したい。」という想いを込めています。社にはある「良い製品を責任をもって供給する」という使命のもと、「世界中の暮らしや仕事をもっと楽に、楽しくする」企業を目指してまいります。

コーポレートビジョン

マックスが目指している姿

世界中の暮らしや仕事をもっと楽に、楽しくする

人々がマックスを選ぶことで、それまでの暮らしや仕事が劇的に楽になり、一人ひとりが、より豊かで前向きに、仕事や暮らしを楽しめるようになる。そんなポジティブな未来へと進める人を、マックスが世界中に増やしていきたいという願いを込めました。

提供価値

ビジョンに向かって、マックスにできること

新しい常識を創り、ライフパフォーマンスを最大化する

それまで当たり前だと思っていた不便や困りごとをマックスが解決し、なくてはならない存在、新しい当たり前を創ってきました。

マックスは、職場、家庭でタスクを抱えた人の作業パフォーマンスの最大化だけでなく、それによって生まれた心の余裕によって、その人自身の人生の可能性（＝ライフパフォーマンス）をも最大化できる機会を提供します。

マックスらしさ

マックスの一員として、大切に考える考え方、行動の仕方

「Collaborative & Energetic Creative & Fun」

寄り添いつながる 強い使命感 チャレンジングな創造性 楽しさ

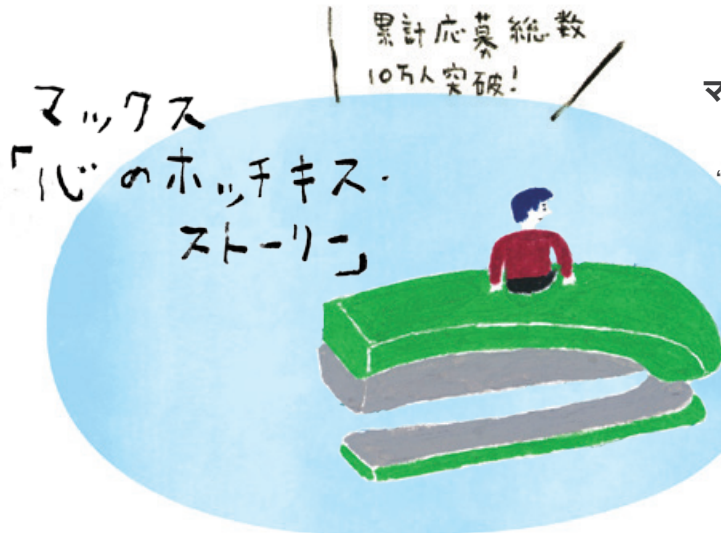
今までも、これからも、人に寄り添い、ユーザーが気付いていないような困りごとにも気付き、マックスならではの独創的な発想で解決していきます。

マックスは、当たり前だった不便や手間を減らし、生活を変える、新しい当たり前を創りだす存在であり続けます。

80周年特設サイトオープン! 下記のURLまたはQRコードからご覧ください。

<https://www.max-ltd.co.jp/80th/jp/>





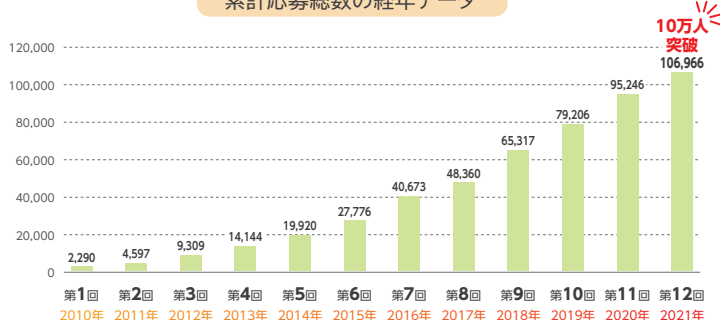
マックス「心のホッチキス・ストーリー」とは

マックス株式会社は、
“あなたが今、心にホッチキスしたいこと”をテーマに
「今の幸せ」「家族の絆」「友だちとの思い出」など
いつまでも心にとどめておきたい思いや出来事を
毎年募集しています。

2010年よりスタートしたこの企画。
全国からたくさんのご応募をいただき、
累計応募総数はこの度10万人を突破し、
106,966件となりました。

マックス
「心のホッチキス・ストーリー」のあゆみ

累計応募総数の経年データ



- ▶ 第2回…高校生以下の応募作品を対象とした『マックス・U-18大賞』を新設。
- ▶ 第4回…『マックス・U-18大賞』を<高校生の部><中学生の部><小学生以下の部>に分割。累計応募総数が1万人を突破。
- ▶ 第7回…累計応募総数が3万人を突破。
- ▶ 第9回…累計応募総数が5万人を突破。
- ▶ 第10回…10周年を記念し、特別企画を実施(『No.10賞』の設定、入賞者にオリジナルグッズのプレゼント、過去の入賞作品を集めた記念冊子を制作)。
- ▶ 第12回…累計応募総数が10万人を突破。
全国の主要図書館に記念冊子を寄贈。

「生徒が日常を振り返る良い機会となっている」「作文やエッセイを書く際の指導に活用している」など、多くの学校で授業や課題の一環として取り組んでいただいています。

マックス「心のホッチキス・ストーリー」の詳細は、特設サイトをご覧ください。

「心のホッチキス」で検索

心のホッチキス



マックス「心のホッチキス・ストーリー」

結果発表

募集期間 2021年8月2日（月）～2021年9月30日（木）

[応募作品の傾向]

学校ではオンライン授業や分散登校から対面授業への移行を模索し、仕事ではリモートワークの定着などによる働き方の多様化が進む現在、社会とのつながりや他者との交流について考える機会が増えた一年となりました。

応募作品には、在宅時間が増えたことで気づいた周囲の人々とのつながりや絆を改めて考えながら、かけがえない思い出や大切にしたい人への感謝を表現する内容が多く寄せられました。



マックス・心のホッチキス大賞

しらすさん（大阪府 / 14歳）

「起きてください。終点ですよ。」これは、僕が中学受験で塾に通っていた時、毎週聞いていた言葉だ。僕が通っていた塾は家から電車で行かないとダメなほど遠い。しかも、塾は8時くらいまであるので、家に帰るのが9時くらいになる。だから塾で疲れている僕は必ず車内で寝てしまう。幸い最寄りの駅が終点だったので寝過ぎことはなかった。それに、終点に着くと決まって誰かが起こしてくれた。そう、「起きてください。終点ですよ。」と言ってだ。そのうち、僕を起こしてくれる人は、だいたい同じ人になった。30代くらいのサラリーマンと80代くらいのおばあさんだ。しだいに、僕はその2人と仲良くなり、車内で寝ることよりも、その人たちと話をしたりすることが多くなった。塾の成績が伸び悩んでいたときに、その2人に相談することもあった。サラリーマンの人からは「僕が君くらいのときは、毎日外で遊んでいて勉強なんてさっぱりだったから、その歳で勉強を頑張っているのはすごいことやで。」、おばあさんからは「若い頃から何かを必死ですることはとても良いこと。たとえそれが苦しくて逃げ出したくて自分自身が潰れそうでも、それを乗り越えた時には成長するもんやから、諦めずに頑張りなさい。」という言葉がかけられた。今でも、自分に自信がないときや苦しくて逃げ出したときにこの言葉を思い出している。このように、たった一言で他人を助けたり、助けられたりする。だから、僕はたった一言から始まる繋がりを大切にしたい。そして、僕は終点に着いたときに、寝ている人にこの言葉をかけたくなる。「起きてください。終点ですよ。」



マックス・U-18大賞 < 高校生の部 >

キリコさん（東京都 / 16歳）

「浴衣を着せてあげるから、奥の棚から好きな持ってきなよ。」今年は夏祭りが開催されないと聞いて落ち込んでいた私に、着付けを習っている大学生の従姉妹、たまちゃんが声を掛けてくれた。浴衣と帯を選び「もっとお腹引込めてよ!」「もう限界〜。」ワイワイ言いながら着せてもらおうと、隣の部屋でゲームをしていたミウたちも「私にも着せて!」と各々好きな柄の浴衣を持って来た。少し殺風景だった和室はあつという間に色とりどりの浴衣で埋め尽くされ、すっかり機嫌の良くなった私たちはタブレットで東京音頭を流し、家中を4人で踊りまわった。「何やってんだい!」騒いでいる私たちに気づいて顔を出した祖母に「おばあちゃんも着るよ〜。」と、半ば強引に浴衣を着せ終えた頃にはみんな大笑い。12歳から85歳。年齢不問の女子会はお祭り以上に盛り上がった。一言で場の空気を変えてくれたたまちゃんは、きっと魔法使いだ。



たくさんのご応募をありがとうございました。
引き続き、マックス「心のホッチキス・ストーリー」を通じて、みなさまが大切な瞬間を振り返り、日常生活の中にある小さな幸せに気付く手助けになれば幸いです。

illustration © Jin KITAMURA

PRODUCTS NEWS

電動リムーバ ERZ-30

書類のスキャン作業を効率アップ
30枚までの書類のホッチキス針を自動で外せる
電動リムーバ「ERZ-30」を発売しました。



商品の特長

書類を挿入し、LEDが照射する位置にホッチキス針を合わせて、ボタンを押すだけで、簡単に、きれいに、スピーディに、ホッチキス針を外すことができます。

近年のペーパーレス化などで書類のスキャン作業が増えており、その際に負担になっているホッチキス針を手で外す作業の手間を大幅に削減します。



高圧釘打機

4段階の圧力切替機構を搭載
手で打ち込み深さの調整ができる
高圧釘打機4機種を発売しました。



商品の特長

釘の打ち込み深さ調整を行うアジャスタダイヤルに加えて、本体に「圧力切替レバー」を搭載しました。

4段階の圧力切替を動力源となるエアコンプレッサを操作せずに手でできるようにすることで作業の効率化、部材に適した圧力を使用し必要以上のエア消費を少なくすることで連続打ち込み本数の向上を実現しています。

利益配分に関する基本方針と配当について

■ 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけています。

当社はこのたび、株主のみなさまに対し、長期安定的に配当を実施するべく、利益配分に関する基本方針を「事業活動による利益を持続的な成長により拡大し、長期安定的に利益配分を行うこと」に変更しました。

基本方針の変更にあわせて、配当政策を以下のとおり見直しました。

【変更前】

「連結決算を基準に、配当性向40%下限、純資産配当率3.0%を目指す」

【変更後】

「連結決算を基準に、純資産配当率3.5%を下限として配当性向50%を目指す」

この新しい配当政策を当期にも適用し、当期の配当金は前期から16円増配の「1株当たり年間配当金64円」を予定しています。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年3月31日 その他必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 (土・日・休日を除く))
インターネットホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株 当社ホームページに掲載いたします。
公告の方法	https://www.max-ltd.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、当社ホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
上場証券取引所	東京

株主総会会場ご案内図



東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

2022年 6月29日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

お問い合わせ先 03-3669-0312



- 地下鉄 (日比谷線、東西線) 茅場町駅下車**4b出口** 徒歩約5分
- 地下鉄 (半蔵門線) 水天宮前駅下車**2出口** 徒歩約5分



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。